



ブラジル・中南米査証ニュース (2020年2月)

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。
ブラジル・中南米ビザに関する情報をご案内いたします。

★★ 在東京ブラジル総領事館の休館日 ★★



今月 (来月)	2月11日、24日 (3月20日)
------------	----------------------

査証所要日数	申請日を含め2日(領事館稼働日)
--------	------------------

※ ブラジル・カーニバル 2020: 2月22日(土)より 2月25日(火)まで

★★ 査証ミニ情報 ★★

<ブラジル>

査証種類により入国期限、滞在期限がそれぞれ異なります。
今回はそれらを整理してみました。

査証欄の記載事項について・・・

- ① PRAZO DE ESTADA / DURATION OF STAY (査証有効期間)
この記述が紛らわしくわかりづらいのですが、こちらの記載は滞在可能期間ではなく査証の「**使用可能期間**」が記載されています。(在日ブラジル領事館談)
- ② DATA DE EMISSAO / DATE OF ISSUE (査証発行日)
DATA DE VALIDADE / DATE OF EXPIRY (査証失効日)
- ③ PRAZO DA AUTORIZACAO DE RESIDENCIA PREVIA (事前居住許可期間)
2 ANO(S) (2年間)

次ページをご参照ください。

リベルコン・ジャパンでは、ブラジル以外の中南米査証につましてもお取り扱いしております。
お気軽にお問い合わせください。

★★★ フラジル・中南米各国の査証に関するお問い合わせは・・・★★★

株式会社 リベルコン・ジャパン

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-15 第2中田ビル 5F TEL (03) 6230-3999

担当 掛山・佐賀



< ブラジル査証ページ（見本） >



- ① 入国までの猶予期間が記載されています。
最長1年（1 ANO）で滞在許可日数により記載が異なります。
- ② ①についての具体的に「査証発行日」および「査証失効日」として記載されています。
- ③ 司法省にて事前に認められた就労期間が記載されます。
「90日（90 DIAS）」や「180日（180 DIAS）」、「1年（1 ANO）」、「2年（2 ANOS）」、「INDETERMINADO（不確定）」等の記載があります。

但し、滞在期間の正式な決定は、ブラジル入国後90日以内にブラジル連邦警察にて行う「外国人登録」により決定され、後に発行される「身分証明書（CRNM）」に滞在期限が記載されます。（INDETERMINADO の場合を除く）

弊社ブラジル側では外国人登録の申請から身分証明書の受領までお手伝いしております。

★★★ フラジル・中南米各国の査証に関するお問い合わせは・・・★★★

株式会社 リベルコン・ジャパン
 〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-15 第2 中田ビル 5F TEL (03) 6230-3999
 担当 掛山・佐賀